

# HACCPハード事業における 輸出事業計画策定の参考資料

# 目次

## 1. 輸出事業計画の概要

- (1) 制度の概要 . . . P 2
- (2) 計画認定の流れ . . . P 3

## 2. 輸出事業計画の策定

- (1) 輸出事業計画（様式1（別紙））  
の記載方法について . . . P 7
- (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）  
の記載方法について . . . P 14
- (3) 重点品目ごとの留意事項 . . . P 16
- (4) チェックリスト . . . P 23

## 3. お問い合わせ先 . . . P 24

(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する  
関連事業の優遇措置等

# 1. 輸出事業計画の概要

## (1) 制度の概要

### 輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。（法第三十七条より）

### 輸出事業計画認定のメリット

輸出事業計画の認定を受けることにより、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 関連事業における優遇措置（優先採択等）
- ・ 支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート
- ・ 日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- ・ 公庫によるスタンドバイ・クレジット制度
- ・ 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- ・ 農地転用手続きのワンストップ化

### 輸出事業計画の認定基準（認定規程第3の3）

提出された輸出事業計画は、「輸出事業計画の認定規程」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき、審査されます。主な認定の基準は以下の通りです。

（主な認定基準）

- ・ ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- ・ 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- ・ 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- ・ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

➤ このほか、農地法の特例（農地転用手続きのワンストップ化）に係る内容を含む場合は、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。

★輸出事業計画の認定には、GFPコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していることが必要です。

# 1. 輸出事業計画の概要

## (2) 計画認定の流れ

### 輸出事業計画の類型

輸出事業計画は、策定の目的により以下の11パターンに分類され、それぞれの分類によって、認定までの流れが異なります。

- ① GFPグローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 関連事業における優遇措置（優先採択等）を希望する場合
- ③ 輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合
- ④ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者
- ⑥ 農地法の特例を受ける場合
- ⑦ 公庫の制度資金や債務保証（スタンドバイ・クレジット）を活用する場合
- ⑧ 食品等流通合理化促進機構による債務保証を受ける場合
- ⑨ 税制上の特例（割増償却）を受ける場合
- ⑩ ①～⑨の複合型
- ⑪ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

※各種支援措置（上記①から④及び⑥から⑩）を受けられる対象は、基本的には輸出事業計画の認定を受けた者（認定輸出事業者）となります。

認定輸出事業者と支援を受けたい者の名称が異なる場合（認定輸出事業者が協議会やコンソーシアム等であって、その構成員が支援を受けたい場合など）は、支援措置によって取り扱いが異なりますので、輸出事業計画の申請前に個別にご相談願います。

それぞれの類型における計画認定までの流れは  
次ページ以降を参照 →

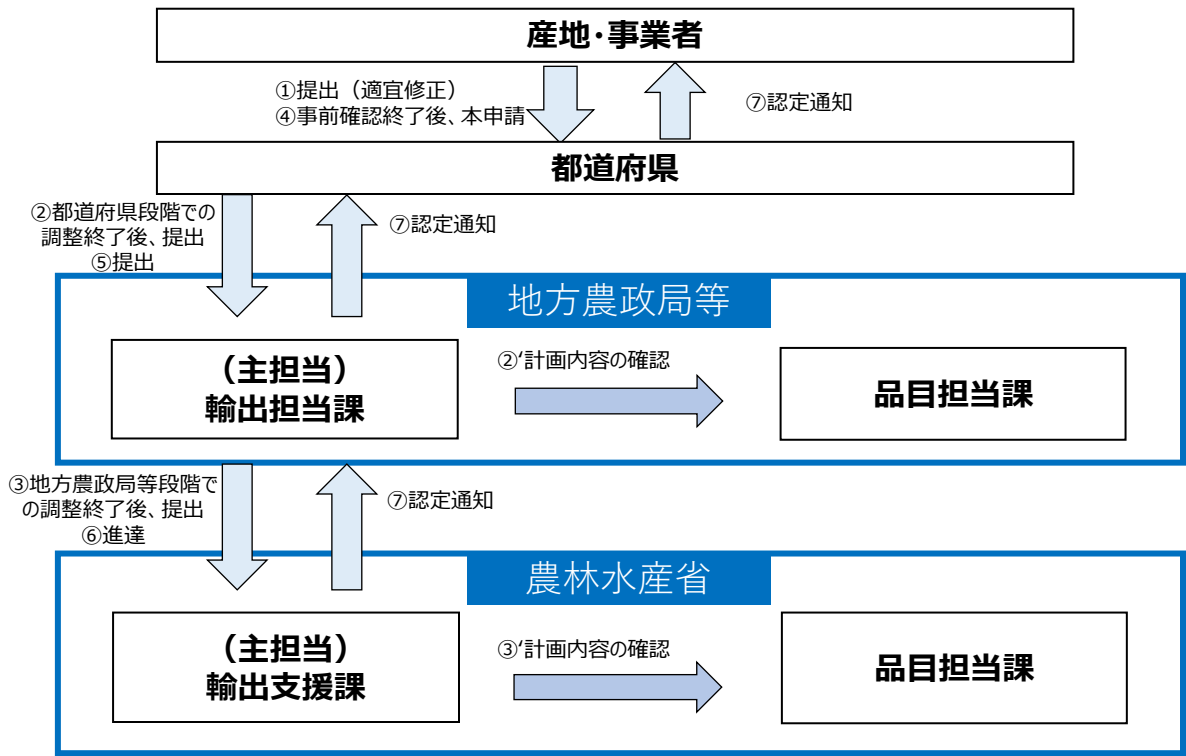
### 輸出事業計画を審査するにあたって

- ・ 輸出担当課、品目担当課及び関連事業担当課は、必ず相互に確認を行う。
- ・ ③輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合の計画については、必ず、事業担当ラインにて内容の事前調整を行う。（補助事業の実施計画で求める水準の事項を輸出事業計画に盛り込む必要があるため。）
- ・ 酒類の計画については、国税庁酒税課と事前の内容確認を行い、法第37条第5項に基づき、財務大臣への通知を行う。

## I ①～④を含む計画の場合 ※ ⑤リスト化された事業者の計画の場合を除く)

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】・都道府県→地方農政局等（輸出担当課、品目担当課等）→本省（輸出支援課、品目担当課等）の順に内容の事前確認を行う。

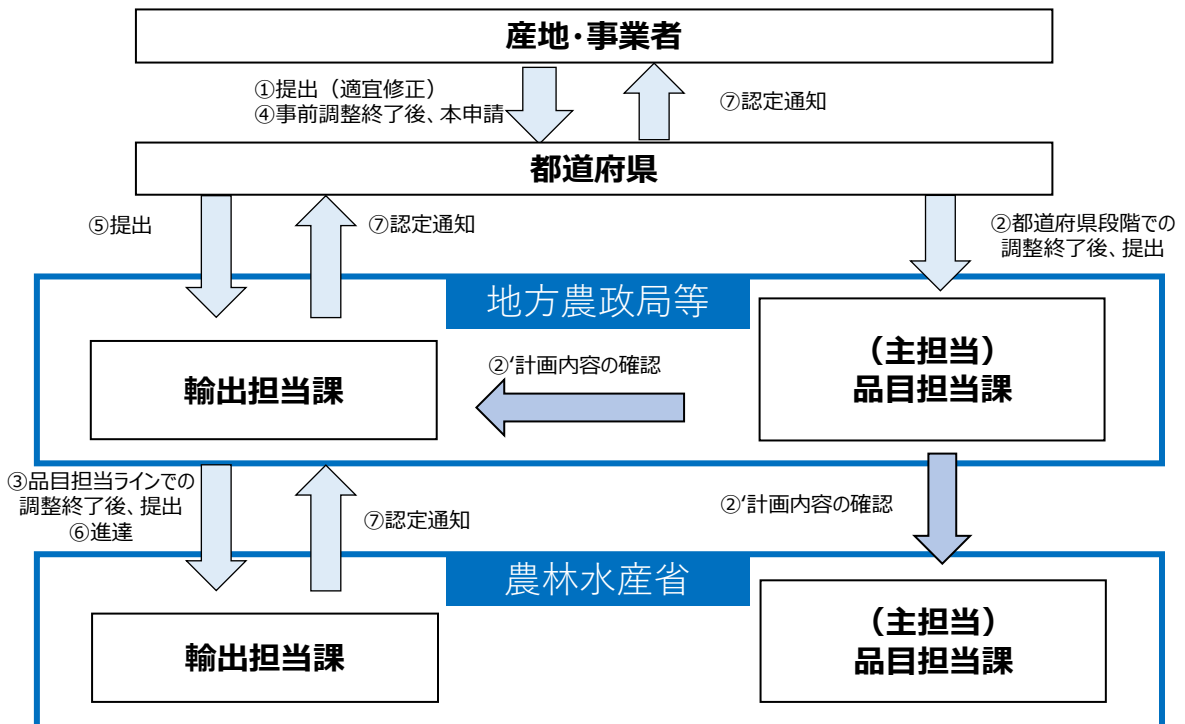


## II ⑤実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者の場合

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】・都道府県→品目担当ライン（地方農政局等、本省）→輸出担当ライン（地方農政局等→本省）の順に内容の事前確認を行う。

・「GFPグローバル産地づくり推進事業」を活用した産地の計画についてはIの流れに準じる。

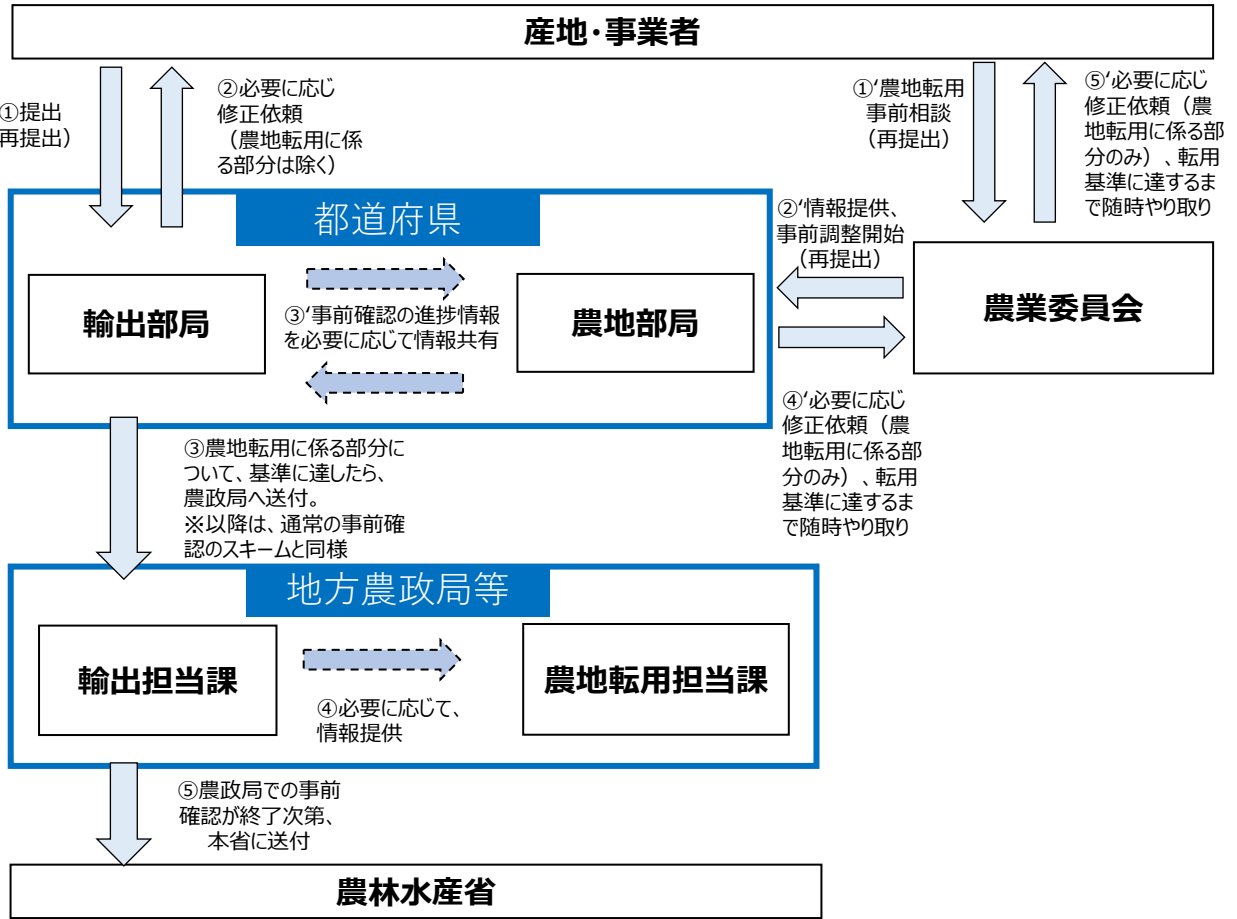


### Ⅲ ⑥農地法の特例を受ける場合

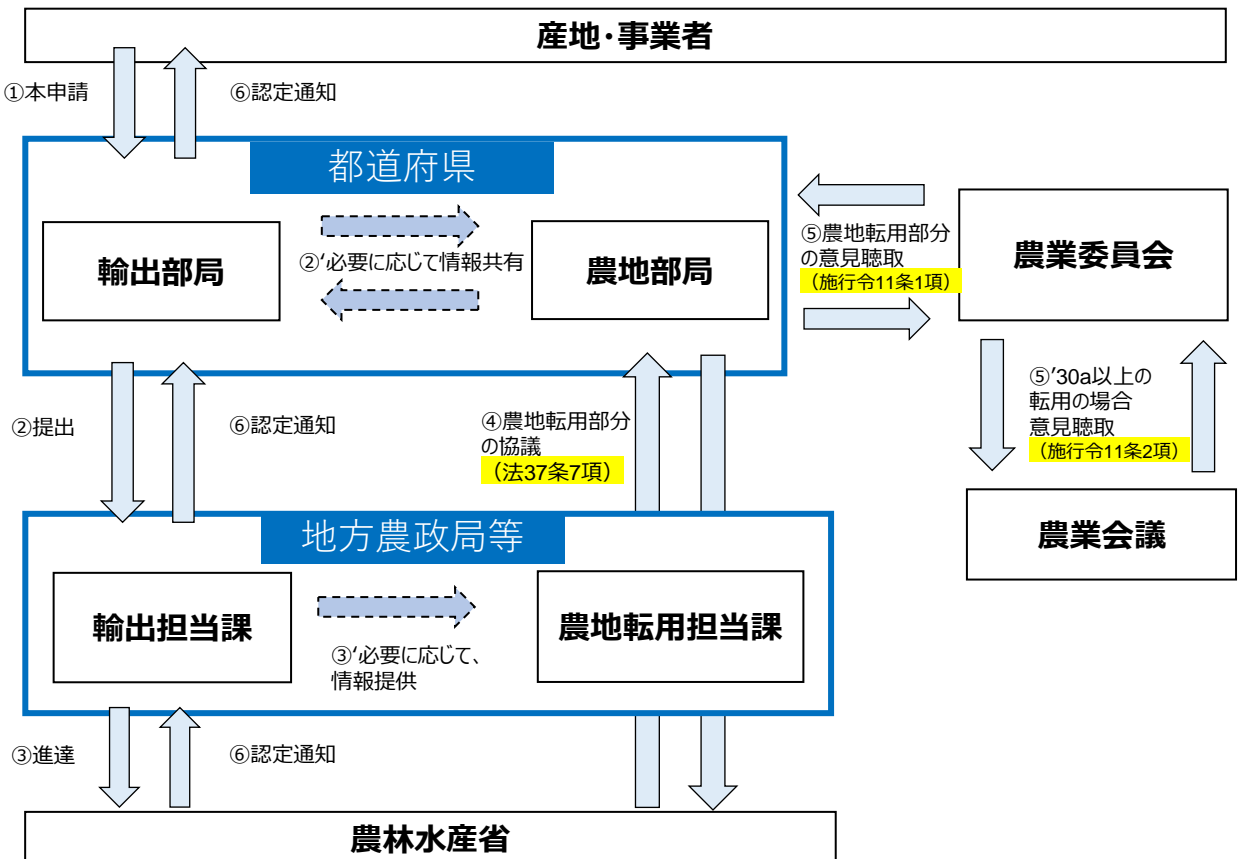
【提出書類】様式1、様式1-1、様式1-2-1又は1-2-2、様式2

【留意点】・農地転用に係る部分は農業委員会による事前調整を行うことが望ましい。

#### 事前調整段階



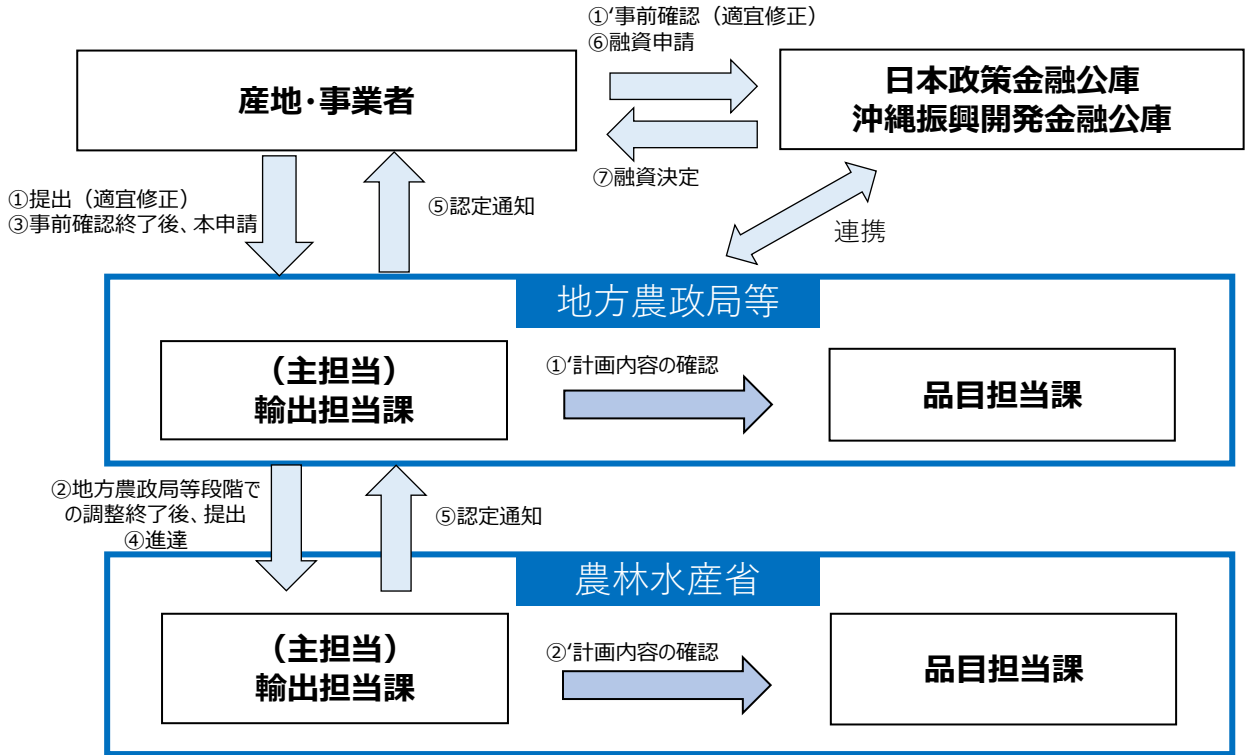
#### 事前調整後



**IV** ⑦公庫による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）及び債務保証を活用する場合

【提出書類】様式1、様式1-1（資金使途に施設の整備が含まれる時のみ）、様式1-3（申請者が農林漁業者等の場合は不要）

【留意点】・申請前に、公庫による申請書類の確認を必ず受けること。  
・公庫の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する（様式1-1、1-3は不要）

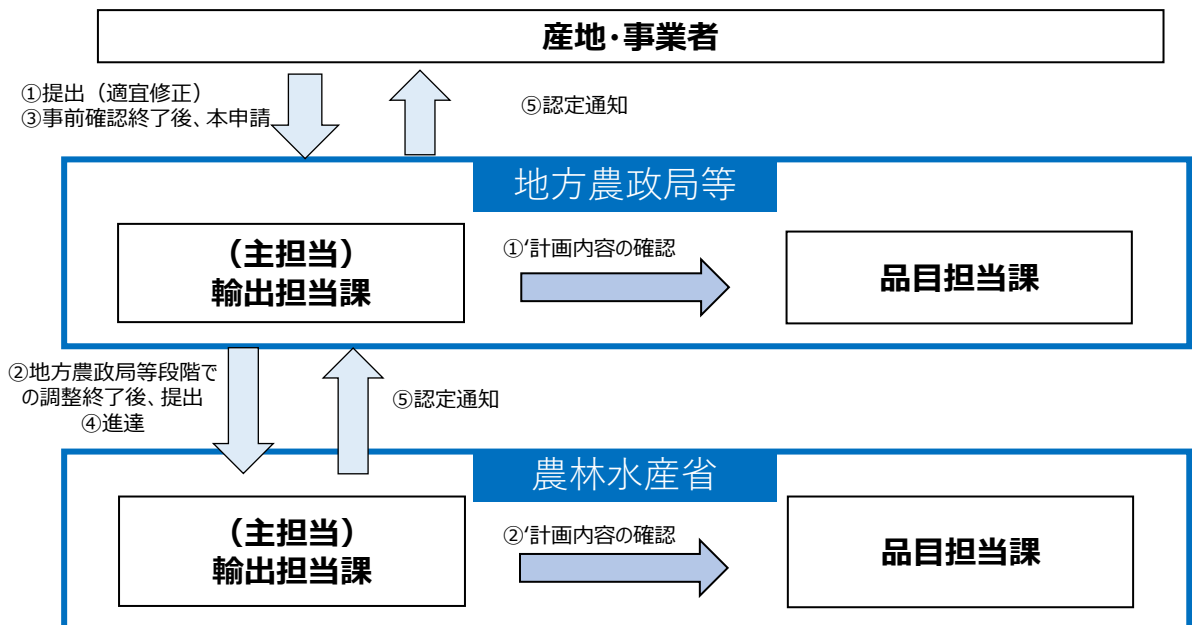


**V** ⑧⑨のみの場合、及び⑪計画策定のみ（特段支援を活用しない）の場合

【提出書類】⑧、⑪：様式1のみ

⑨：様式1、様式1-1、様式1-4

【留意点】・⑧食品等流通合理化促進機構の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する。



## 2. 輸出事業計画の策定

### (1) 輸出事業計画（様式1(別紙)）の記載方法について

#### 【はじめに】

輸出事業計画は、以下の4つの基準を満たしていることが必要です。これらの情報を網羅できるように、申請書を記載いただく必要があります。

#### 《輸出事業計画の認定基準》

- (1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- (2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- (3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- (4) 計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

#### 様式1(別紙)

#### 輸出事業計画

##### 1 基本情報

申請者名	〇〇輸出拡大協議会		品目	××××
都道府県名	●●県	産地のエリア又は事業実施地区	△△地区	
市町村名	▼▼市	事業実施期間	年 月 ~ 年 月	
申請者の事業概要				

#### 【事業実施期間】

- 優先採択を希望される関連事業や、活用を希望する公庫融資の趣旨にあわせて、期間を設定してください。
- 終期については、申請者の事業年度など成果目標を把握しやすい時期で設定してください。●年▲か月等の端数があっても構いません。

#### 【申請者の事業概要】

- 申請者が行っている事業について、簡潔に記入してください。（輸出関連以外の事業も、可能な範囲でご記入ください。）

(例) 設立、事業目的、事業の実施状況等



## 2 輸出に当たってのニーズの把握状況(背景と根拠)

主に以下の3点について、内容に盛り込んでください。

### ①【背景】

- ・輸出品目の特色
  - ・都道府県内の農林水産業における位置づけ
  - ・産地の状況 など
- ※産地の強み（「品目や産地の特徴」等）や取り巻く環境の変化（「生産者の減少」や「販売価格の低迷」等）を踏まえて、「3 課題と取組内容」に繋がるような内容を記載してください。

### ②【これまでの輸出の取組】

- ・輸出に取り組んだきっかけ
- ・これまでの輸出実績（輸出額、輸出国等）
- ・海外市場を見据えた輸出体制整備及び施設整備の経緯やPR活動の実施状況 など

### ③【ターゲット国のニーズ及び規制等】

- ・まずはターゲット国を明確に記載してください。  
併せて、その国をターゲット国にした理由も記載してください。
  - ・次に、ターゲット国ごとに、ニーズや規制等の把握状況を記載してください。
  - ・小売り向けか、外食向けか、高所得者層を狙うのか、中所得者層も視野に入れるか、などの視点も記載してください。
  - ・HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、取得する認定等の種類や品目、これまでの商談等の取組状況について記載して下さい。
- ※輸出先国の法令や規制等を踏まえ輸出できる品目になっているかを確認してください。

#### （記載にあたって参考とすべきデータ）

- ・これまでに参加した現地展示会における商談やアンケート調査に基づく分析結果
- ・現地バイヤー・取引先に対する電話等のヒアリングによる最新の状況
- ・JETROの現地調査報告等の公開データ 等

### （記載例）

××××は、温暖な気候に恵まれた●●県で広く栽培されており、中でも△△地区は～～という特徴から、県内でもトップクラスの品質と生産量を誇る。

一方で、近年、国内他産地との競合が生じており、国内販売価格が低迷しつつある。そこで、今後新たな需要が見込まれる海外市場をターゲットとし、〇〇年から、輸出の取組を展開することとした。

現地バイヤーに対してヒアリングを行うとともに、現地を訪問し市場調査を行い、以下のニーズ及び規制があることを把握している。

#### 【A国】

〇年より毎年〇〇商談会への参加、定期的（四半期に1回程度）な商社との打ち合わせ、また、〇年に現地を訪問し、市場調査やバイヤーへのヒアリングを行い、以下のニーズ及び規制があることを把握している。

A国では××××を◎◎するなどして食べる文化があり、日本からも以前から××××が輸出されていたが、現地で食されているものと比較し、～～～。また現地では、～～～な味や食感が好まれている。また、食品安全規制において、〇〇商品の輸出にあっては、当該商品の加工施設について〇〇認定の取得が必要。

### 3 課題と取組内容(輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工、物流、販売等の改善を図る取組を記載)

※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

○前述の「ターゲット国のニーズ及び規制等」を踏まえ、国ごとに、「生産（製造）」・「加工」・「物流」・「販売」等の段階に分けて、それぞれの課題と解決に向けた取組内容を記載してください。生産においては、対象品目毎の作付面積、生産量等の生産概況に係る現状値と目標値についても記載してください。

※該当がない部分は、省略して構いません。

○当該取組が、どのターゲット国を対象とするものか、事業実施期間のいつ頃取組むのかについても明確に記載してください。

○実行戦略に基づき、リスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、生産・製造面等の状況を適切に把握し、輸出重点品目ごとの輸出目標等を踏まえた内容を記載してください。

○「7 資金計画」で活用を希望する事業がある場合は、その内容を記載してください。

○HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、どの様な規制に対し、どの様な対応・取り組みを行うかを記載して下さい。

#### (記載例)

課題等が国ごとに異なる場合は、国別にご記載ください。

(1) ○○国

##### ①課題

###### 【加工】

○○商品の輸出に際し、輸出先国バイヤーから国際認証（ISO22000等）の取得を求められているが、現在の施設では○○の理由から取得が困難な状況にあることから、HACCPハード事業により、○○機器の導入等を行い、・・・。

###### 【物流】

○○国への輸出には、生産・加工・流通施設とも認定施設である必要があり、認定商品の○○を安定的に輸出するため、冷凍保管倉庫についても施設認定の取得を計画しているが、コンサルより○○の改修が必要と指摘されているため、HACCPハード事業により、・・・。

いつ頃、どのような取組を行うのか、具体的にご記載頂くのが望ましいです。

##### ②課題解決に向けた取組内容

###### 【加工】

○○国の取引先が求めるISO22000認証の取得に向け、専門家のアドバイスを受けながら、新規加工製造機器の選定及び導入等を行う。具体的には、令和●年にHACCPハード事業を活用した機器整備等を実施し、●年には専門家の指導を受けつつISO認証を取得するとともに、○○などの取組を・・・。

###### 【物流】

○○国への輸出に必要な施設認定を取得するため、令和●年にHACCPハード事業による○○の改修を実施し、●年はコンサル指導を受けつつEU・HACCP認証の取得や商社等を通じた具体的な商談等の取組など・・・。

# 輸出事業計画のロードマップ

事業実施主体名: \_\_\_\_\_

	〇〇年度				△△年度				□□年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
<b>生産(製造)</b>												
輸出先国・地域の残留農薬基準に対応した栽培体系の検討		関係機関にて内容検討			栽培体系案の検証			結果の検証・案の改良				
〇〇		.....			.....			.....				
△△			.....			.....			.....			
<b>加工</b>												
〇〇認証取得			講習受講・認証準備						認証			
△△		.....				.....						
<b>流通</b>												
〇〇	以下、上記と同じイメージで記入											
△△												
<b>販売</b>												
〇〇	このような「ロードマップ」を作成しておく、いつどのような取組みを行う予定なのか、整理できます。											
△△												
予定輸出先国・地域	〇〇、△△				〇〇、△△、□□				〇〇、△△、□□、××、◎◎			
目標輸出金額	●●万円				▲▲万円				■■万円			

## 4 現在の商流の状況と今後の商流の展開

○「現在の商流の状況」と「今後の商流の展開」について、現在と今後の違いが明確になるように記載してください。必要に応じて、図等を用いて補足してください。

**(記載例)**

**【現在の商流の状況】**

(1) A国

~~~~~

```

    graph LR
      A[△△地区] --> B[◎◎商社]
      B --> C[A国代理店 ●●]
      C --> D[A国小売店 XXX、YYY等]
  
```

(2) B国

~~~~~

```

    graph LR
      E[△△地区] --> F[△△商社]
      F --> G[B国小売店 MM、NN等]
  
```

**【今後の商流の展開(認定取得製品の商流)】**

(1) A国

~~~~~

```

    graph LR
      H[△△地区] --> I[◎◎商社]
      I --> J[A国小売店 XXX、YYY等]
  
```

(2) B国

~~~~~

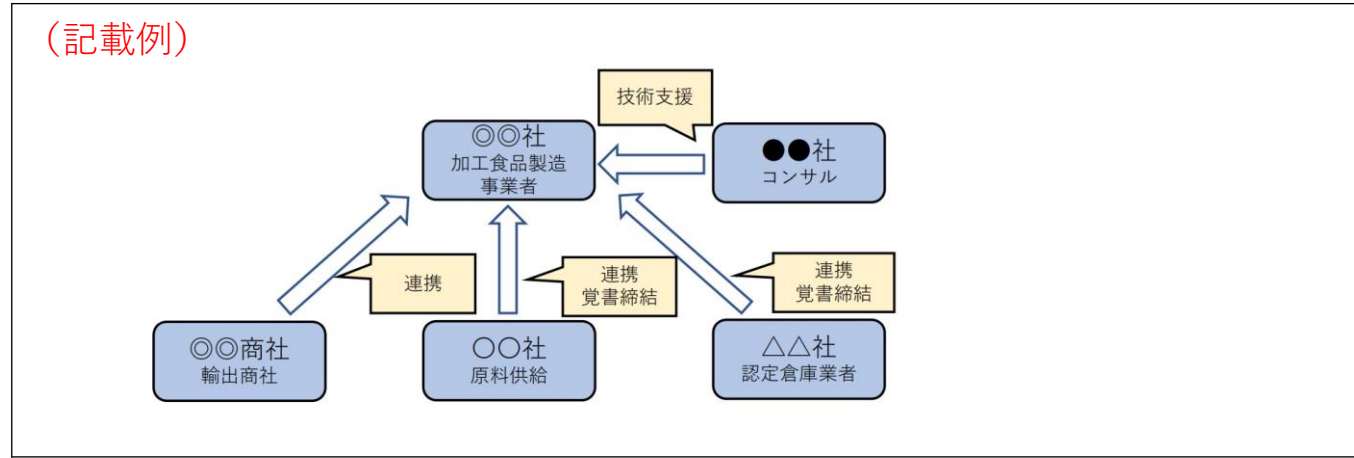
```

    graph LR
      K[△△地区] --> L[△△商社]
      M[▼▼地区] --> L
      L --> N[B国小売店 MM、NN等]
  
```

商流等が国ごとに異なる場合は、国・地域別に記載してください。

5 事業の組織体系図及び連携体制図

○輸出にあたって連携する関係者や専門家（JETRO、HACCP等の認証取得の専門家など）との関係とそれぞれの役割を記載してください。  
 （必ずしも「PDCAサイクル図」を記載する必要はありませんが、PDCAサイクルを回すことが可能な体制が整備されている必要があります。）  
 ○個社名が特定できる関係機関は、事業者名などを具体的に記載してください。



6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目:〇〇〇〇) ①

		現状 (令和〇年)	目標年 (令和〇年) ③	備考
▲▲地区  ④	輸出額(円)	②	②	
	輸出货量(t)	②	②	
	輸出先国	⑤		
	生産量/取扱量(t)	⑥		

※ 生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。  
 ※ 目標とする時期は、事業計画最終年の1年間とする。

- ① 当該輸出事業計画で取り組む品目を記載し、複数産品による申請の場合は、適宜セルを追加の上、輸出対象品目ごとに記載してください。
- ② 輸出額の集計期間の実態に即して、適宜「年度」に変更してください。  
 (HACCPハード事業の成果目標年度と合わせることも可能です)  
 ※年度は必ずしも4/1~3/31ではなく、申請者における事業年度でも構いません。
- ③ 「目標年」は、事業実施期間の最終年度を記載してください。
- ④ 生産地区が複数にわたる場合については、可能な限りそれぞれ別葉で記載してください。
- ⑤ 省略せず、すべての国・地域名を記載してください。  
 輸出先国・地域が多い場合、セルは適宜広げていただいて構いません。
- ⑥ 片方のみ該当する場合は、「生産量/取扱量(t)」は「生産量(t)」または「取扱量(t)」に修正ください。なお、単位については、品目に応じて、適宜変更頂いて構いません。

## 7 資金計画

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費	内訳		備考
		(必要な資金の額)	設備資金(調達方法・金額)	運転資金(調達方法・金額)	
令和 〇年度	〇〇加工場の設備	400,000	令和△年度 HACCPハード 事業補助金： 100,000千円 農林水産省・ 食品輸出基盤 強化資金： 140,000千円 融資(〇〇銀 行)：100,000千 円 自己資金： 100,000千円	農林水産物・ 食品輸出基盤 強化資金： 100,000千円 融資(〇〇銀 行)10,000千円 自己資金： 10,000千円	信用保証支援事業 食流機構の債務保証(〇〇 銀行) スタンドバイ・クレジット(〇〇銀行) 輸出税制(割増償却) 農地法の特例
	〇〇向け新商品の開発	20,000		農林水産物・ 食品輸出基盤 強化資金： 20,000千円	
令和 〇年度					
令和 〇年度					

- 輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用、公庫の制度資金の活用、その他輸出事業計画策定に係る各種支援措置を希望する場合には必ずご記載頂くようお願いいたします。  
○借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載してください。

### 【内訳（設備資金・運転資金）】

関連事業による支援を受けたい場合は、内訳欄に活用予定の資金名、補助事業名等調達方法及びその金額を記載してください。

### 【備考欄】

上記の他に農地法の特例、税制の特例等の支援措置を受けたい場合は、備考欄に活用予定の支援策を記載してください。

## 8 その他特記事項等

これまでの項目以外で、何か特筆すべき点がある場合は、記載してください。

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

- 決算時に事業報告書を作成していない場合は、別途作成をお願いします(任意様式)。  
○都道府県や市町村等が申請者となる場合は、事業報告書、貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)の添付は不要です。